

第2節 「子ども・子育て支援新制度」の施行開始【特集】

2012（平成24）年8月に成立した子ども・子育て関連3法³に基づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引上げによる財源の一部を得て実施されるものであり、2015（平成27）年4月から施行された。

新制度の検討の背景と主なポイント

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいる。子供や子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない。また、保育所を利用したいと考えていても、希望する保育所が満員であること等から、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっ

ており、そうした状況を前に、子供が欲しいという希望をかなえられない人も多い。

もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要である。

これらの課題に対処し、子供が欲しいという希望がかない、子育てをしやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子供や家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められている。

加えて、都市部における待機児童の解消や人口が減少しつつある地域における教育・保育機能の維持など、地域ごとに抱える課題が異なっており、それぞれの実情に即した子育て支援の充実が求められている。

新制度の主なポイントは以下の3点である。

3 子ども・子育て関連3法は、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をさす。

第1-2-3図 子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）の趣旨と主なポイント

◆3法の趣旨
 自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 *地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子供の数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け
 - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けず、政策的に促進
 - ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

資料：内閣府資料

第1-2-4図 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付等の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

➡

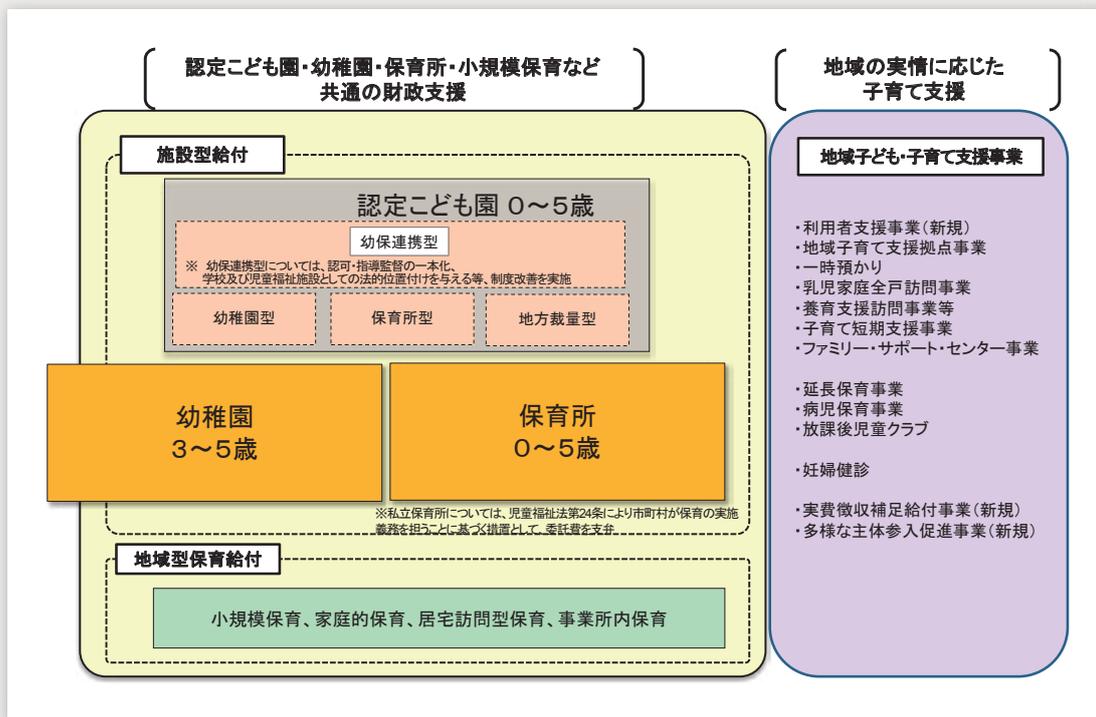
より子供を生み、育てやすく

【主な内容】

- **幼児期の学校教育・保育の総合的な提供**
 - ・幼稚園と保育所の良さをあわせもつ施設（幼保連携型認定こども園）の改善、普及の促進
 - ・小学校就学前の子供に対する学校教育や保育の給付を共通に
- **待機児童対策を強力に推進**
 - ・認定こども園等のほか、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大
- **大都市部以外でも地域の保育を支援**
 - ・子供の数が減少傾向にある地域でも、認定こども園等のほか、保育ママなどの小規模な保育の活用などにより、子供に必要な保育を提供（地域型保育給付の創設）
- **家庭・地域の子育て支援を充実**
 - ・市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実

資料：内閣府資料

第1-2-5図 子ども・子育て支援新制度の概要



資料：内閣府資料

一点目は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設である。

これまで、幼稚園に対する財政措置は学校教育の体系、保育所に対する財政支援は福祉の体系として別々になされてきたが、新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政

支援を一本化することとしている。

また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子供を保育する「小規模保育」、5人以下の子供を保育する「家庭的保育」や子供の居宅において保育する「居宅訪問型保育」、従業員の子供のほか地域の子供を保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとした。